

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		病院等開設後の医療法人設立認可の取消処分
根拠条例・規則等名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
条 項		第 6 6 条 第 1 項、別表第 1 3 項 四 の 第 1 5 号
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 地域医療課 (電話：048-829-1292)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		